

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第 32 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表 27 の項及び 27 の 2 の項を次のように改める。

27	いじめ問題調査委員会 委員長 委員	日額 16,000 円 （報告書の作成等の場合 にあつては、30 分 につき 5,000 円） 日額 15,000 円 （報告書の作成等の場 合にあつては、30 分 につき 5,000 円）
27 の 2	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員	日額 16,000 円 （報告書の作成等の場 合にあつては、30 分 につき 5,000 円） 日額 15,000 円 （報告書の作成等の場 合にあつては、30 分 につき 5,000 円）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。